

亞東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣
審
供
述
書

供述者

東京都目黒區田園調布二ノ八〇八

林

○

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣審ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

一私、即ち林君は現に外務省文書課長であります。私は此の資格に於て當然承知して居る事を左の通り述べます。

二(イ) 辯護側文書第一四二三號は昭和二十二年一月十三日前外務大臣有田八郎氏より外務省に寄附せられ現に私が文書課長の資格に於て外務省公文書として保管して居る「日獨間に於ける政治的協定問題」と題する九頁の日本文々書の正本にして眞實なる寫であります。
(ロ) 有田氏は右文書を寄附するに當り左の通りの内容の書信を文書課長たる私に送られました。

本文書即ち「日獨間に於ける政治的協定問題」と題する文書は拙著「外務大臣在任中歐亞局長をして作成せしめ 和十一年七月二十四日外務大臣官邸に於て寺内正毅大臣と右閣僚に付協議したる原案討論の基礎として提出せる文書の寫にして協議の結果寺内大臣は本文書の内容に同意し其の題として拙著と共に本文書の原本に「サイン」せる次第に有之候
當時中外務省公文書多數焼失せる趣なるに付茲に拙著所有の本文書を外務省に寄附し同省の公文書として御保存願ふ此の段得貴意候

以上

昭和二十二年一月十一日

有田八郎

外務省 林文書課長 殿

(イ) 右(向)に述べたる昭和二十二年一月十一日附有田八郎氏書信は右(向)に述べたる同日有田氏より外務省に寄附せられたる文書に添附し現に私が文書課長の資格に於て外務省公文書として保管して居ります。

(ロ) 右(向)有田氏書信中に述べられた「日獨間に於ける政治的『定聞』」
と題する文書の原本及び前外務省に保管してあつたと思はる、其の寫は戦災に依り焼失したものと認められ現在外務省保管文書中には存在して居りませぬ。

2

Def Doc #2582

昭和二十二年（一九四七年）八月二十日 於外務省

供述者 林

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立會人 守 島 伍 郎

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ隠秘セス又何事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

宣

誓

書

署名
印名

林

書